

郵便等による不在者投票

次に該当する身体障害者手帳・戦傷病者手帳・介護保険の被保険者証をお持ちの方は、自宅などで郵便等による不在者投票ができますので、**投票用紙を投票日の4日前(平成25年7月17日(水))午後5時までに請求してください。**なお、投票用紙の請求には郵便等投票証明書が必要です。

お持ちでない方は、**堺区選挙管理委員会**に証明書の交付を申請してください。代理の方でも交付申請はできますが、申請書には本人(選挙人)の署名が必要となる場合があります。実際の申請方法については**堺区選挙管理委員会**にお問い合わせください。すでに証明書(有効期限内のもの)をお持ちの方は、その証明書を同封して投票用紙を請求してください。

身体障害者手帳	戦傷病者手帳	介護保険の被保険者証
両下肢・体幹・移動機能のうち、いずれかの障害の程度が1級か2級	両下肢・体幹の障害 特別項症から第2項症	介護保険の被保険者証に要介護状態区分が、「要介護5」と記載され、かつ、認定有効期間内の方
心臓・腎臓・呼吸器・ボウコウ・直腸・小腸のうち、いずれかの障害の程度が1級か3級	心臓・腎臓・呼吸器・ボウコウ・直腸・小腸・肝臓(*)の障害 特別項症から第3項症	
免疫若しくは肝臓(*)の障害の程度が1級から3級		
*平成22年4月から「肝臓」の要件が追加されました。		

※上記のいずれかに該当される方で、**自書(自分で字を書くこと)**ができる方もしくは、
自書できないが、**上記の郵便投票の要件にあわせて上肢又は視覚の障害の程度が1級**で代理記載の申請ができる方に限ります。(代理記載制度については**堺区選挙管理委員会**までお問い合わせください)

点字投票・代理投票

視覚に障害のある方は点字投票ができます。投票所及び期日前投票所には点字器と点字の候補者名簿などを備えていますのでご利用ください。また、身体の不自由な方などで、用紙への記入が困難な場合には、係員が本人に代わって投票用紙に記載する代理投票ができますので、お申し出ください。

点字版・テープによる選挙公報

大阪府選挙管理委員会では、視覚に障害のある方を対象に、選挙公報(候補者の政見等が記載されたもの)の点字版、又は選挙公報の音声テープをお送りしています。ご希望の方は、どちらか一方を選んで、大阪府選挙管理委員会までお申し込みください。比例代表選出議員選挙については、音声コード付拡大文字版も選択できます。なお、既にお申し込みいただいている方にはこれまでどおり送付します。

大阪府選挙管理委員会 (電話 06-6944-9118・FAX 06-6944-3548)

手話通訳

聴覚に障害がある方で、投票日当日に手話通訳による説明を希望される場合は、事前に**堺区選挙管理委員会**へお申し込みください。(電話 072-228-7875・FAX 072-228-7883)

車椅子の配備

投票所及び期日前投票所には車椅子を備えていますので、ご利用ください。